

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っています。

コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。

初 診 料	291点
再 診 料	75点
コンタクトレンズ検査料1	200点

- 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
- 過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

※ご不明な点がございましたらお申し出下さい。

診 療 医 師 : 渡 邊 直 人

眼科診療経験 : 3年(令和7年4月1日現在)

作成日 令和7年4月1日



社会医療法人 青雲会 青雲会病院